

## リハスタジオ花咲 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社ライフケアプロジェクト(以下「事業者」という。)が開設するリハスタジオ花咲(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定通所介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、個々のニーズに基づいた適切な援助を行う。
- 2 事業所の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通して、利用者の自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 3 事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気をもたらし、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 リハスタジオ花咲
- (2) 所在地 埼玉県加須市鴻荃6番地1
- (3) 事業単位 月～金曜日 2単位  
土曜日 1単位
- (4) 定員 1単位目 18名 2単位目 18名 3単位目 18名

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 常勤  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みにかかる調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して指定通所介護計画の作成を行うと共に指定通所介護の提供にも当たる。
- (3) 介護職員 3名以上  
介護職員は、通所介護計画に基づいた指定通所介護の提供に当たる

- (4) 看護職員 1名以上  
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日(祝祭日を含む)  
毎月第1土曜日(祝祭日を含む)  
ただし、8月13日～16日と12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月～金 8時30分から17時30分までとする。  
第1土 8時30分から14時30分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体の介護に関すること  
日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
- (2) 日常生活活動に関すること  
利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。
  - ① レクリエーション
  - ② グループワーク
  - ③ 行事的活動
  - ④ 体操
  - ⑤ 機能訓練
  - ⑥ 休養(養護)
- (3) 送迎に関すること  
障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。
- (4) 健康管理に関すること  
必要な健康チェック等を行う。
- (5) 相談、助言に関すること  
利用者及びその家族の日常生活における身上、介護に関する相談及び助言を行う。
  - ① 日常生活動作訓練の相談、助言
  - ② 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
  - ③ 住宅改良に関する相談、助言
  - ④ その他必要な相談、助言

(利用者から受領する費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領のサービスの場合は、利用料の1割又は2割又は3割を本人負担額とする。

- 1 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1kmあたり100円を徴収する。
- 2 次に定める費用については、利用者から徴収する。
  - (1) おやつ代 200円
  - (2) その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 3 利用者の希望によりレクリエーションに参加していただく場合、材料代等の実費をいただきます。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明した上で、同意を得るものとする。
- 5 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、利用者又はその家族に対し領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、加須市・久喜市・桶川市・北本市・羽生市  
白岡市・鴻巣市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第9条 利用者はサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。
- ① サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
  - ② 機能訓練室での訓練機器の使用の際においては従業者の指示において行うこと。
  - ③ 喫煙については所定の場所で行うこと。
  - ④ その他、サービスの利用にあたって身体の安全に留意し、従業者の指示、助言の必要な場合は、それに従うこと。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回程度、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業実施にあたっては、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、適切なサービスが行えるよう、職員の勤務体制を整える。

2 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 管理者は、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切、かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ライフケアプロジェクト代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

この改正規程は、平成26年11月1日から施行する。

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成27年8月1日から施行する。

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

この改正規定は、平成30年8月1日から施行する。

この改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

この改正規定は、令和2年1月1日から施行する。